

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1996 / 第29号

平成8年9月25日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

秋をつげるコスモス



社団法人 岐阜県環境保全協会

あいさつ 就任あいさつ 岐阜県衛生環境部長 本間 泉 ... 1

平成7年度水質汚濁・大気汚染測定結果

特 集

岐阜県衛生環境部環境管理課 ... 2

特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策

大垣市長 小倉 満 ... 5

恵那郡山岡町長 山内 章裕 ... 6

講 演 岐阜県「地球環境村」推進構想について

(財)地球環境村ぎふ副理事長 村木 光男 ... 7

協会だより 第3回理事会、各委員会、平成8年度厚生大臣認定各種講習会の受講について、新入会員の紹介ほか ... 13

行政ニュース 生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの廃棄物処理法上の取扱いについて ... 15

トピックス 第2回UNEP世界環境写真展ほか ... 17

お知らせ 協会要覧発刊、地球環境村ぎふフェア'96、第9回廃棄物と生活環境を考える全国大会 ... 20

編集後記 ... 21

表紙写真 コスモス

澄みきった秋空のもとに清楚に咲く紅、白、淡桃のコスモス。調和のとれた花の美しさからか、名前はギリシャ語の調和とか秩序を意味する「コスモス」に由来するという。別名「秋桜」、「大春車菊」ともいわれ、サクラに似たやさしげな八弁の花がいかにも秋にふさわしい。

コスモスにのりいれ吾子の乳母車 加藤三七子

=写真提供・花スタジオ(本巣郡巣南町古橋) =



就任あいさつ

岐阜県衛生環境部長

本間 泉

このたびの人事異動により岐阜県衛生環境部長を拝命いたしました本間でございます。

就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から本県の廃棄物行政に格別のご理解とご協力をいただきしております。厚く御礼申し上げます。

岐阜県は、長良川に代表されるように、古くから山紫水明の地として有名なところであります。

水と緑の豊かな自然環境に恵まれた風土は、県民との生活の関わりも深く、このような自然環境は、県民の貴重な宝であるとともに、世界に誇ることができるものと思っております。

このような自然環境を保全するためにも、日頃からご活躍をされておられます皆様方の職務は、重要であり、県民の注目を集めているところであります。

貴協会は、創立以来「環境を守り、産業を支える」を基本理念として活動されてこられました。

従来から自然環境の保全には多大の業績をあげてこられたと聞いておりますが、これからも地域の環境保全のためにご活躍をされることが期待されております。

県行政におきましても、環境問題を重要施策の一つとしてとらえ、特に廃棄物に係る問題を重点に事業を進めております。

皆様ご承知のように「財團法人地球環境村ぎふ」

を本年3月に設立し、地域と一体となった廃棄物処理体制「地球環境村」を整備すべく現在事業を推進しているところであります。

また、廃棄物対策を総合的、全局的に推進するため、知事を本部長とする「岐阜県廃棄物対策推進本部」を設置しております。

産業廃棄物問題につきましては、最終処分場等処理施設の不足、新規確保の困難性、県域を越えた廃棄物の広域移動のあり方など幾多の問題をかかえております。

現在、国におきましては、産業廃棄物処理に係る諸問題を解決すべく、廃棄物処理法の改正が検討されているところであります。

産業廃棄物を取り巻く状況は、一段と深刻なものがありますが、今後県といたしましても貴協会と密接な連携を保ちつつ、それぞれの立場で県民の信頼に応えていきたいと考えております。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

平成7年度水質汚濁・大気汚染測定結果

岐阜県衛生環境部環境管理課

県内の公共用水域の水質汚濁や大気汚染の状況は、水質汚濁防止法第15条及び16条または大気汚染防止法第20条及び22条の規定に基づき、常時監視している。7年度の測定結果の概要は次のとおりである。

1. 水質汚濁の状況

(1) 公共用水域

環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、72河川117地点で水質調査を実施した。都市中小河川の一部において環境基準の達成されない河川がみられるものの、総的には前年度と比較して横ばい傾向にあり、おおむね良好な状態を維持している。

(ア) 健康項目

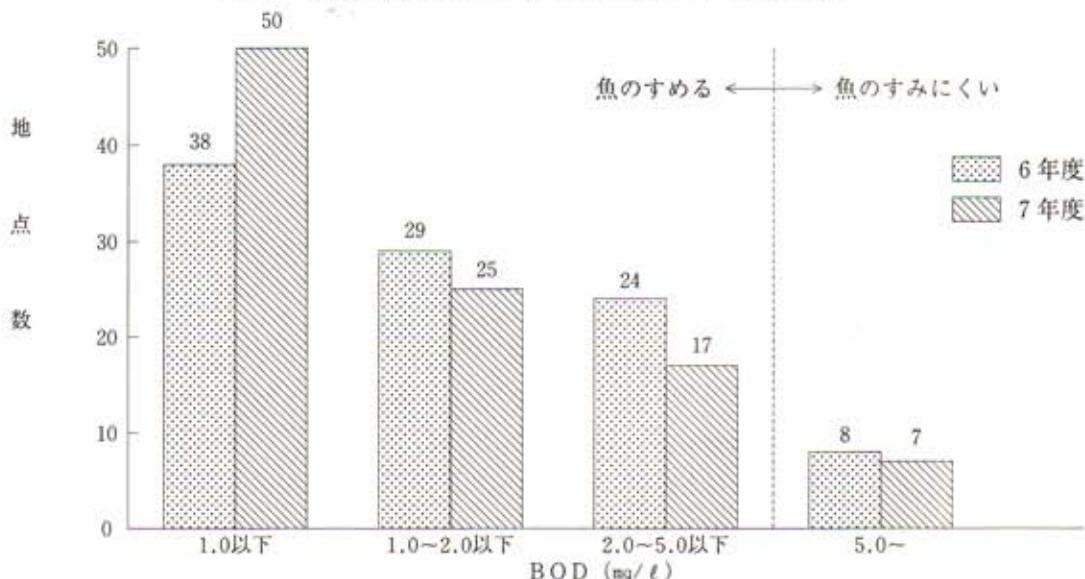
全シアン、カドミウム等、有機塩素化合物及び農薬等23項目について調査を実施したところ、すべての地点で環境基準を達成・維持していた。

(イ) 生活環境項目

水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）でみると、環境基準の類型指定がされている69水域のうち、環境基準を達成したのは61水域であり、その達成率は88.4%であった。6年度と比較すると、5.8ポイント上回っている。環境基準を達成しなかった水域は、

- ・阿木川下流 (C類型)
- ・可見川上流 (B類型)
- ・加茂川 (B類型)
- ・新境川上流 (B類型)
- ・糸貫川 (D類型)
- ・桑原川 (C類型)
- ・杭瀬川 (A類型)
- ・相川 (B類型)

図1 県内河川の水質 (BOD75%値) 分布状況



の8水域で6年度より4水域減少した。

環境基準項目値のある河川の99地点におけるBODについてみると図1のとおりであり、魚のすめる限度といわれる 5 mg/l 以下は92地点で全体の93%を占めている。

(2) 地下水

7年度は41地点の地下水について、全シアン、カドミウム等、有機塩素化合物及び農薬等の23項目と、フッ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計25項目の調査を実施した結果、すべての地点で評価基準値未満であり、良好な水質であった。

2. 大気汚染の状況

岐阜・大垣地域並びに東濃地域に整備した14か所の一般環境大気測定局及び岐阜市内の自動車排出ガス測定局1か所で大気環境の常時監視を行っている。また、その他の地域については、大気環境測定車「あおぞら」により測定を実施した。

表1 河川水質 (BOD) ベスト5・ワースト5

ベスト5

順位	類型	河川名	地点名	値
1	A	長良川中流	藍川橋 (岐阜市芥見)	0.5
1	AA	根尾川	山口 (本巣町山口)	0.5
1	AA	揖斐川(1)	岡島橋 (揖斐川町岡島)	0.5
1	A	高原川下流	新猪谷 (上岡町中山)	0.5
5	AA	高原川上流	浅井田堰堤 (上岡町浅井田)	0.6
5	A	高原川中流	鏡島大橋 (岐阜市鏡島)	0.6
5	AA	上村川	せきれい橋 (上矢作町乙原)	0.6
5	AA	矢作川最上流	大川橋 (串原村大竹)	0.6

(1) 一般環境大気

一般環境大気測定局における測定の結果、年平均値は SO_2 が $0.003\sim 0.011 \text{ ppm}$ 、 NO_2 は $0.010\sim 0.024 \text{ ppm}$ 、浮遊粒子状物質は $0.018\sim 0.046 \text{ mg/m}^3$ で、1測定局で浮遊粒子状物質が環境基準を超えた以外は、すべて良好な状況にあった。

光化学スモッグの原因であるオキシダントについては、夏期を中心に環境基準を超える日がみられたものの、光化学スモッグの予報の発令までには至らなかった。

(2) 自動車排出ガスの常時監視

岐阜市の明徳測定局による測定の結果、年平均値は NO_2 が 0.025 ppm 、 CO が 0.5 ppm で、いずれも環境基準を達成していた。

(3) 大気環境測定車による移動監視

一般環境調査として、自動測定局未設置の高山市、可児市等10地点、交通公害調査として国道21号線、国道19号線等主要道路沿線11地点で調査を

ワースト5

順位	類型	河川名	地点名	値
1	C	桑原川	本川合流前 (羽島市桑原町)	14.0
2	D	糸貫川	苗田 (穂積町只越)	11.0
3	E	境川上流	東辰新橋 (岐阜市西部)	8.4
4	D	水門川	二水橋 (大垣市横曾根町)	7.0
5	C	阿木川下流	本川合流前 (恵那市長島)	6.3

※測定値を小さい方から順に並べ $0.75X$ (データ数) 番目のデータ値

実施したところ、 SO_2 、 NO_2 、浮遊粒子状物質とも、6年度とはほぼ同程度であった。

(4) 道路周辺窒素酸化物 (NO_x) 調査

自動車交通量の多い主要幹線道路周辺において、簡易測定法により NO_x の測定をした。各地点とも測定値は冬期(12~3月)に高い傾向にあった。また、交通量の多い地点において測定値が高い傾向にあるが、車線数や大型車混入率等、ほかの要因も深く関与していると思われる。

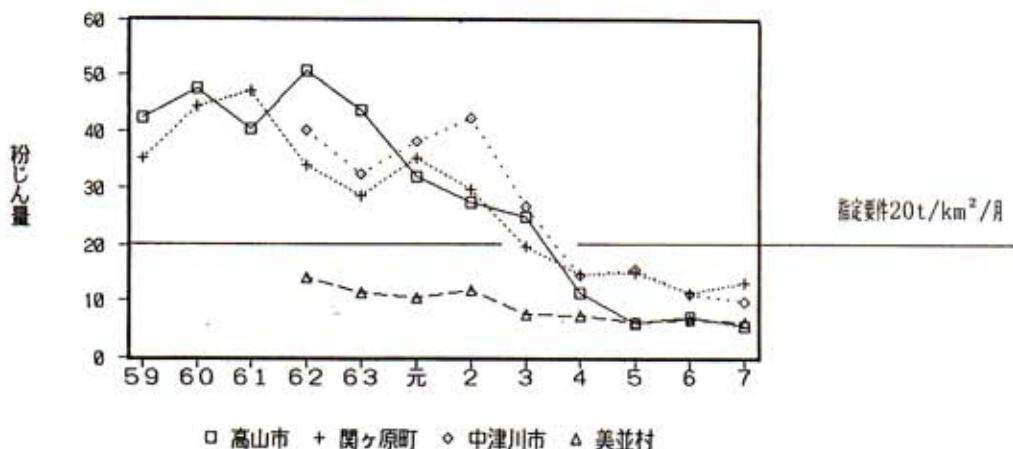
(5) スパイクタイヤ粉じんの調査

粉じん量の測定は、図2のとおり、4地点で実施しており、年々減少の傾向にある。

(6) 酸性雨の状況

酸性雨 (pH5.6以下の雨) の調査については、岐阜市、大垣市、多治見市、八幡町及び高山市の5地点において、2年度から実施している。各地点の降雨のpHの年間平均値は4.6~5.6の範囲に

図2 スパイクタイヤ粉じん量の経年変化
(各シーズンの最高値)



あり、全国レベルpH4.5~5.8と同程度であるものの、酸性雨が継続して観察されている。

3. 今後の対策

これまでの結果をふまえ、次のような対策を講じる。

(1) 水質関係

- ・河川水、地下水の環境基準監視強化
- ・地下水汚染防止対策の強化
- ・生活排水対策
- ・工事排水等対策

公害発生源の重点的な監視指導やゴルフ場

環境管理立入調査の強化

- ・水質保全意識の高揚
- カワゲラウォッキング普及事業や河川環境美化運動等を拡大・推進
- ・雨水貯金モデル事業の環境教育

(2) 大気関係

- ・大気環境の監視測定
- ・大気環境中 NO_x 調査の実施
- ・大気環境保全に関する普及啓発
- 電気自動車「ラブアースぎふ号」の活用や「さわやか大気環境木」の全県的な推奨
- ・酸性雨調査の継続実施

わがまちの産業廃棄物問題と対策

廃棄物処理について



大垣市長 小倉 満

貴協会におかれましては、日ごろより、環境保全と産業廃棄物の処理業務に格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今更申し上げるまでもなく、わが国は、社会経済の急速な発展により、国民の生活環境も大きく変化しました。しかし、今日、このような物資的豊かさに伴う社会的コストとも言うべき廃棄物の処理が、重大な社会問題となっております。近年、廃棄物は、量的に増大するとともに、質的にも多様化が進み、その適正処理の重要性が増す一方、不法投棄等が依然後を絶たないことや、廃棄物処理施設の設置がますます困難となるなど、さまざまな問題が生じております。

県におかれましては、平成6年3月に策定されました「岐阜県第五次総合計画」及び「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」において、今後の廃棄物処理対策の基本的方向として「廃棄物・リサイクルの五原則」(リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与複合行政)を定め、廃棄物の適正処理の確保のため必要な措置を講じることとされております。また、県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るものとし、地域と一体となった廃棄物処理体制を整備する「岐阜県地球環境村推進構想」を策定され、この推進母体として、

県、市町村、関係団体による「財團法人地球環境村ぎふ」が設立され、大いに期待するものであります。

当市は、平成12年を目標年次とした第三次総合計画もこれまで着実な進展をみせ、平成7年度から後期計画をスタートさせ「水を愛し 緑をはぐくむ 人間性豊かな産業文化都市」の実現に向け、諸施策を計画的・積極的に進めているところであります。産業廃棄物行政は、県の所管事項となっていますが、市域の環境保全と深い関係もありますので、市といたしましても、県の定める廃棄物の指導要綱に添った対応をし、そして関係部局のご指導をいただきながら、諸施策を実施していきたいと思っております。

さて、ごみ減量化については、計画的とも言える「容器包装リサイクル法」(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)が昨年6月に公布され、いよいよ、平成9年4月から段階的に施行されることとなっております。この法律は、包装容器廃棄物に係る関係者の適切な役割分担により、リサイクルの社会的な仕組みをつくり、これまでのごみ処理の考え方を見直す新しい観点から、特に排出される一般廃棄物の容積で、約6割を占める包装容器廃棄物への取り組みを進めようとするものです。

当市におきましては、平成6年7月よりごみシール制を導入しまして、前年比で約2割のごみ減量化が達成され、また資源ごみ(びん、缶)の再生利用等につきましても、目的達成のため市民のご理解を賜り、そして格別のご協力をいただきながら実行していきたいと思っております。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたします。

廃棄物を考える



恵那郡山岡町長 山内 章裕

日頃は、協会並びに会員の皆様方には生活環境保全と廃棄物の処理業務において、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、清掃業務の中で一般廃棄物は市町村で収集し可燃物におきましては恵那郡南部衛生施設利用組合へ搬入し、不燃物は町の埋め立て地へ搬入しています。当町での産業廃棄物の最終処分場への搬入の主な廃棄物は陶土から出る粘土質を採取した後のキラ（細粒子な土）を産業廃棄物として埋め立てています。この処理施設も埋立容量も少なくなり、新しく処理施設を作るとしても、埋立処分場の建設は地域住民にとって近くに建設して欲しくない施設であります。

しかし日に日に埋め立てられ、容量も日に日に減少の一途をつづけています。市町村の役割は町内から発生する廃棄物は町内で処理するのが望ましい事と思います。町民の方に廃棄物を理解していただき、現在の施設である最終処分場の限られた埋立容量の延命策を講じると共に、新しく最終処分場の建設に困難が有ると思いますが、町民のご理解と共にご協力ご支援賜るよう努力したいと思っております。

一般廃棄物は来年4月より「リサイクル法」が施行されると聞いております。町民の方には分別する作業は大変かとは思いますが、生活の中での分別に慣れていただき、廃棄物の減量化をはかりたいと思っております。

産業廃棄物については、資源化を考えた行政を

推進して行きたいと思います。

一般廃棄物も産業廃棄物も資源で有れば、再利用ができ、処分場への搬入量が一段と減少すると思われます。と同時に企業の仕事が増え、経済・雇用面に大きく反映し、反面、輸入に頼っているわが国に取っては利益とおもわれます。廃棄物問題は各市町村単位で考えていては課題が大きすぎます。私たち町村は、試行錯誤で廃棄物の減量をしているにすぎないと存じます。

以前の高度経済成長期にはテレビ・洗濯機・冷蔵庫と言った物が各家庭にはいる時代には埋め立てる事で産業廃棄物を各市町村は処理してきました。今の時代の流れは廃棄物の中から再利用を考える時代となっています。将来廃棄物が資源になるときがくるかも知れません。

岐阜県は環境問題を重視し「環境基本計画」・「地球環境保全行動計画」を柱に今後の環境行政を推進するうえで大きな目標であり広域な複数の市町村が知恵を出し合って廃棄物に取り組むことが必要であります。

生産性を重視した社会が生みだした廃棄物を、地方自治体である市町村が廃棄物の処理を背負わされる現在、企業責任として生産した物に対しては企業が責任を持つくらいの経営がほしいものです。

各市町村では廃棄物処理するために、一般廃棄物を焼却する施設・リサイクルを目的とする施設、そして最終に処理する埋め立て地の最終処分場といった施設を整備し、施設の運営費は町民からの税金で賄っています。企業が生き瓶のような回収ルートを設定されれば、施設の運営費が軽減でき、その資金は町民の生活に密着している道路網の整備を始めとした福祉施設の建設等に充当できます。

最後に、処理施設はケムリと化すが、道路・福祉施設は住民の財産と思っております。今後の環境行政の推進には、貴協会をはじめとする廃棄物処理関係団体の方々にご指導を賜りながら、廃棄物の原料化を進めて行きたいと存じます。

岐阜県地球環境村推進構想について

講 師 財 地球環境村ぎふ
副理事長 村木光男

本誌前号でご紹介しましたように、当協会は本年6月24日、岐阜市内サンピア岐阜（厚生年金健康福祉センター）において、第14回通常総会を開催。総会終了後、「財 地球環境村ぎふ」副理事長村木光男氏を講師にお招きし、基調講演会を開催しました。

村木講師は「岐阜県地球環境村推進構想」についてを題材に、「財 地球環境村ぎふ」の発足にあたってご講演いただきました。以下はその内容をまとめたものです。

はじめに

ただ今、ご紹介をいただきました「財 地球環境村ぎふ」の村木でございます。先程の知事さんのご祝辞とか、理事長さんのご挨拶にもございましたように、私ども、この3月29日に県から設立許可をいただきまして、4月1日に「財團法人地球環境村ぎふ」の事務所を開設させていただきました。この間、皆様方に格別のご支援ご協力をいただき、誠に有難うございました。岐阜総合庁舎3階に事務所を開設させていただき3ヶ月目に入ったところでございます。よちよち歩きとまでいかなくて、まだ躊躇の緒が着いている状態であります。何をやっているのか分からぬ位の状態でございます。

今日は、こうした席で「基調講演」と仰々しいタイトルをつけていただきましたが、とてもそんな段階ではございません。しかしながら、設立に際しては、皆様方に大変ご協力をいただきましたので、そのお礼を申し上げにまいりました。私どもが進めている現況等をご報告申し上げましてお礼にかえさせていただきたいと、そんなつもりでまいりましたので、まず現況からお話をさせていた



だきます。

岐阜県地球環境村推進構想

お手元に4枚程の資料を付けさせていただきますが、3枚目を見ていただきますと分かりますが、下の方に私どもの組織図が書いてあります。常勤職員といたしましては、私の外に専務理事兼事務局長、総務建設課2名、それに女子職員1名の総勢5名で作業を進めております。県は、本年3月に「岐阜県地球環境村推進構想」を策定し、これを発表いたしました。その構想の推進母体としての役割を担う組織ということで発足したところでございます。

皆様もご承知のように、県は、第5次総合開発計画で、廃棄物リサイクルの五原則を定めています。その五原則とは、①リサイクルの徹底、②安全第一、③自己完結、④公共関与、⑤複合行政でございます。この5つを廃棄物リサイクルの五原則ということに決めております。その五原則に基づく行政を推進するとともに、地域と一体となった廃棄物処理体制の地球環境村を整備してそれを促進していくのが、「地球環境村推進構想」ということでございます。

「地球環境村」と申しますものは、ご承知のことと思いますが、廃棄物処理関係施設、いわゆる

資源化リサイクル施設——私どもはそういっておりますが——、これを核といたしまして、そのリサイクルの推進、「地球環境」に関する研究、或いは実践を行う場として整備しようと考えております。それと同時にまた、廃棄物処理施設の周辺には、廃棄物処理の余熱などを利用いたしまして、健康だとか、福祉・医療、或いは生涯学習、スポーツ等そういった地域の方々がそこに集まって、いろいろ活動ができる施設、そういうものを有機的、複合的に整備して、より良好な生活環境、或いは自然環境の保全・創出に努めて、「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりの実現を目指していくと考えております。そういう地域を「地球環境村」ということにしておるわけでございます。

それで「地球環境村」の指定と個別の施設に対する助成についてございますが、私どもの財團が将来「地球環境村」を設置した場合に、その周辺にいろいろな施設を整備したり、或いはさらに市町村、或いは民間業者の方がそういった処理施設等を設置された場合には、その主たる施設の設置されている所在市町村の申請に基づいて一定の地域を「地球環境村」ということで指定することになっております。

「地球環境村」というのが指定されると、その指定された地域で、健康・福祉のための施設、或いはスポーツのための施設、或いは生涯学習などの施設、我々はこれを個別施設といっていますが、市町村がそういった個別施設を建設される場合には、先ず、県から地球環境村整備費公募金という形で助成をしていただく。それから、まだ将来の話ですが私ども財團には、いま、基金がございませんが、財團としてそういった地球環境村整備基金といったものを将来造成しながら、そういった基金を活用して、市町村が整備される施設に対して支援していくという、そういう構想でございます。しかし、これはまだ制度化が確実にされておりませんが、将来そういうことが予定されているというところでございます。

「地球環境村構想」のなかでは、研究開発を推進していくことも柱のひとつとしているところでございます。廃棄物処理に当たって、現

在色々な技術・処理方法で処理等がなされておりますが、まだまだクリアしなければならない問題点が多くございます。

県は、県の研究機関すべてを挙げてそういった技術開発研究に取り組んでいく、リサイクル技術の研究、或いはリサイクルシステムの研究に取り組んで行こうと、そういうことがこの「地球環境村構想」のもう一つの大きな柱になっているわけでございます。

それで、先程から、リサイクルという言葉をよく使わせてもらいました。先程の知事さんの祝辞の中にもありました、知事さんのお考えの中には、「リサイクルを徹底することにより、従来廃棄物として捨てられていたものを、資源として再利用しよう。再利用を推進することにより、廃棄物として処理すべきものの量を極力縮減すべきである。」といったことがあるのではないかと思います。

我々「地球環境村ぎふ」もその知事さんの目指しておられること、これをどうして実現してゆくのかと、みんなで一生懸命知恵を絞りながらいろいろ考えているところでございます。廃棄物として処理、処分するそういうことではなくて、そのものを資源として再利用してゆこう。すべて資源として利用していく。知事さんの頭の中には、処理施設を設置して、そこで処理はするものの、最終的には処理したものの全てをそこから持ち出して、資源として活用していくといったことを考えておられる。我々に対する宿題だろうというふうに私どもは受け止めておりまして、今、いろいろ勉強をしているところであります。

廃棄物問題は大きな社会問題

最近、特にこの廃棄物問題というのは大きな社会問題となって来ているわけですが、どうしてこういう状態になったのかも一度原点にかえって、そこから考え方直してみたいと思います。その第一には、バージンマテリアルの方がはるかに安いということあります。

例えば、紙のリサイクルをするにしても、バージンパルプの方が再生パルプよりもはるかに安

い。どうしてもそうなるとバージンバルブを使ってしまう。またバージンバルブで紙を漉くとなると、非常に幅広く早いスピードで流れる。紙を漉くスピードも何倍という違いがあるそうでございます。そういった理由でどうしてもバージンバルブの方が安い、経済効率がいいといったことでなかなか再生利用が進まないようでございます。

第二に、私も個人的にそんな感じがしているのですが、捨てるもののために金はあまり使いたくない。と、いうのがどうしても人間の感情としてあるのではないかと思います。或いはまた廃棄物処理には非常に金がかかるんだ、と、いうことで廃棄物の活用・処理に対して、社会全体の資金があまり投資されてこなかったと思います。

ところがよく考えてみると、例えば、私が子供のころ、終戦直後で物が何も無いころでございました。そのころを思い出してみると、みんながすべてを再利用しまして、捨てる物というのは殆ど無かったように記憶しております。物を大切にして、一生懸命使える間使ってそれで皆んなが生活をしていた。ところが日本の産業経済がどんどん発展していく。或いは技術がどんどん進んでくる。安く良い物を沢山作ろうということで、日本中の収穫が集められ、生産技術がどんどん上がってきて、安く大量に物が作れるようになった。そうすると使う方も、比較的安く良い物が手軽に手に入るようになり、無意識のうちに気楽に使うようになった。更に生産技術が進んでくると、いっとき、皆さんにもご記憶があると思いますが「消費は美德なり」といって、とにかく早く回転する製品を作ろう。例えば、家電製品でも20年も30年も使われては困るから、せいぜい5年か10年で買い替えてもらえる物を作る。

ほとんどの商品が短期的にモデルチェンジするなど、消費者の購買意欲をかきたてた。社会全体がそういったムードだったように記憶をしております。そうなったことによって、日本の社会がいわゆるワンウェイ社会になってしまったんじゃないかなと思います。それまでは日本でもかなりリサイクルが定着していたというふうに私は思っています。そういった生産技術が発達したこと

よって、かえってワンウェイ社会が出来上がってしまった。

それで、今の社会問題に発展してくるのであります。

①大量に物が出てくる。廃棄物が大量に発生してくる。大量に発生しますと本来の自然の輪廻の中で、その自然の回転速度よりも、さらに大量の廃棄物が出てしまった。と、いったことが一つの問題になったということ。

②それから、もう一つは、いわゆる科学技術の進歩によって、従来地球上に無かったものがこの世の中に出て来た。端的にいえばプラスチックが良い例かと思います。或いはP C B もそうかと思います。そういった自然界に無かったものが発生してきた。そうすると自然の輪廻の中に組み込まれなくなってしまった。

③それから、もともと自然界の中にはあったんだけれども、人間の経済活動、生活活動の中でそのものが濃縮されることによって、また別の問題が発生してきた。例えば、水銀・カドミ等もその例かと思いますが、本来元々自然界にあったわけなんですが、それが一定の場所に一定量以上に濃縮してくる。それによって有害物質になってしまった。

廃棄物が増えたことによって、こうした問題が同時、多発的に発生し、大きな問題になってきている。それが地球規模での問題になってきていることかと思います。

このような状況の中にあって、県民の多くは、安全に対する不安、廃棄物が捨てられると、有害物質が自分たちのところに出てくるんじゃないかという不安、或いは、そのほかに感覚的な面もあるかと思いますが、こうした各種の要因が輻輳してすべての住民といいますか、国民が廃棄物処理の必要性は充分に認識しながら、いざ各論となるとどうしても、やはり一歩控えてしまう。各論になると、それは分かるがうちのところでは…ということになってしまいます。

しかしながら、環境問題は大変重要な問題であり、これを避けて通るわけには行かないと思います。廃棄物の量を減らそうということで、今の経済活動を縮小するわけにもまいりません。或いは、

我々の生活、日常生活の生活環境そのものも縮小するわけにもまいりません。現在の経済活動を維持しながら、或いは、我々の生活を維持しながら、この環境問題をクリアしていかなくてはならない。そんな状況が今の状況ではないかと思っています。ですから、その二者択一ではなくて、両方を成り立たせていく、そのためにはどうしたら良いかということを、今、真剣に考えなくてはいけないのではないかと私達は思っております。

廃棄物処理対策に対する 国民の理解とコスト意識

本当に廃棄物対策というのは、どうにもならないものかというと、必ずしもそうではないのではなかろうかと考えています。

例えば、先程、プラスチックの例をお話ししましたが、プラスチックの例をとりますと、このような物がでてきたことによって、我々の日常生活は大変豊かになってきました。

しかし、これも最初から沢山あったわけではない、最初出てきた頃には、非常に貴重品だったと思います。大変貴重な物だったんですが、それがどんどん安く大量に作れるようにと日本の研究者が必死になって研究して、生産技術が向上して、生産効率がよくなり、生産コストも下がり、それで大量に使えるようになった。

「豊かになりたい」との一念で日本中を挙げて、日本の総頭脳を結集して技術開発をしてきたのですがその技術開発が、今迄は生産という、物を作ることに集中されてきた。そうして出来た後、使い終わった後、そのものをどう処理するかといった方面については知恵が今迄あまり使われてこなかった。金もあまり使われてこなかった。だから、このアンバランスが今問題化したのではないか、と、私は思っております。

それで、今迄の遅れをこれから取返さなくてはいけない。それを進めていくためには、もっとそういういった廃棄物処理に対して、国民が理解して、それに金を使っていくといったことを納得してもらう、そういうことが必要ではないだろうかと思います。例えば、廃棄物の処理ということについ

ていろいろ聞きますと、現在の技術でかなりの部分が処理可能だそうです。

理論的にはほとんど問題が無いようです。「この問題点の解決方法は分かっている。」或いは「これはこうすれば処理できます。」と、いうことは聞きますが、ただ「金が掛かりますからねえ。」「コストが高いですからねえ。」「バージンマテリアルと比較すると、とても競争にならんわ。」と、いうことでそこでとまってしまっているのが、現状ではないだろうかと思います。

結局はコストの問題、収支バランスがとれないから、と、いうのが一番のネックになっていると思います。

そこでもう少し考えてもますと、例えば、バルブの問題或いはプラスチックもそうですが、バージンマテリアルのものは、生産して物になるまで、これが生産コストになっていますが、その使い終わった後の処理費というのはコストの中に入っていないわけで、そのコストはどうするかといいますと別の形で、社会の中でもって負担している。場合によっては税金で処理している。或いは、公害対策ということで、別の社会的な負担で持っている。例えば、フロン処理の問題にしても、或いは、地球温暖化の問題にしても、原因者とは別のレベルで問題視して対応策が検討されている。当事者が全然気に付かないうちに大変な問題が起こっている。

そういうことが今の状態ではないだろうかと思います。ところがそれを解決するためには、みんなで金を出しあって処理している。現在は別の形でいろいろ処理されている。社会全体のトータルコスト、と、ということを考えてみると、バージンマテリアルは確かに安いのではあるが、別の形で我々がそのコストを負担しているのではないだろうかと思います。そうすると、やはりバージンマテリアルのところにも、もう少し処理費という考え方を取り込んでいく必要があるんではないかと思います。「容器包装リサイクル法」が、その流れを一部取り組んでいるのではないかと思います。いわゆる利用者に多少負担してもらいながら、その処理費をカバーしていこうという、そういう動きがあると思います。だから我々はある意味

では、安心、安全、健康そういうものを別の形で金で買っていくんだ。そういう安心を買っていくんだ。そのためには、処理費のコストを負担しようではないか、と、いったのが最近の流れではないかと思います。國も段々そういう利用者に、便益を受ける人に或いは原団者に負担していただきながら、処理を考えていこうといった動きになっていると思います。本来あるべき方向に動き始めたのではないかと考えており、更にこれを推進していく必要があると思います。

廃棄物を将来の資源として活用

私達は出てきた廃棄物を、単なる廃棄物として理解するのではなくて、これは或る意味では、アッバーグラウンドの資源なんだと考える必要があると思います。従来は、アンダーグラウンドの資源を使いながら生きてきたのですが、これからは、アッバーグラウンドの資源も活用しながら生きて行く必要があると思います。プラスチックを例にとりますと、プラスチックは石油から出来ている。だから熱源になりやすい。従って、一番単純な再利用方法としては、これを熱エネルギーとして、ある意味では、将来の地上の油田と見てこれを活用していくことも一つの手だろうと考えているところでございます。特に産業廃棄物というのは、それぞれ生産工程、或いは発生する段階で、大体物性が特定されておりますので、資源と考えるのは容易なことだと思います。但し、資源として位置付けられるためには、一定量以上、安定的、恒常に供給できる必要があります。ここにはこういった資源がありますよ、といった情報と、これを收集するシステムを構築することも必要になってくる。今は、こうしたシステムが無いので、技術的には可能であっても、収支バランスがとれない、といったそんな感じではないかと思います。だから、こうした社会の流れを起こしていただき、廃棄物を徹底して利用して、資源として活用して頂きたい。或る意味では、逆にこれからは、従来廃棄物として考えられてきたものを使った、ニュービジネスといったものが出てくる可能性があるのではないかと思います。現在でも、県内で

廃棄物を使っていろいろ商品を作つておられる企業が、40社程あると聞いております。建設廃材等の再生利用等を含めますと、既に60社程の企業がそういうことを展開しておられると聞いております。私の聞いた情報は少し古いで、実際にはもっと多くの企業が廃棄物を資源として活用して、生産活動を展開しておられるだろうと思っています。今後は、排出業者から処理費として応分の負担をいただきながら、—— これには、クリアしなければならない問題点はあります——、再生処理コストをペイするような考え方をしていくのが必要ではないかと考えております。平成8年の今年の環境白書でも、「環境を利用することによって生ずる社会的コストを内部化することによって、環境と経済を投合するような経済社会システムを構築していくことが不可欠である」と、このような表現をしております。我々「地球環境村」は、廃棄物の全ての資源化を図っていきたい。夢のような話ではございますが、そういうことを考えました。

地球環境村の基本的指針

そこで2頁目のところに「環境村建設の基本方針」といったことで、或る意味では一つの考え方というのを纏めてみました。廃棄物・リサイクルの五原則に基づきまして、①「地球環境村」の中心施設を資源化リサイクル施設として計画する。このことによって、『全廃棄物を資源化、リサイクル』していきたい。これを最終目標に設定することにしました。ここに至るまでの間に私達いろいろ議論をしている段階では、夢のような馬鹿なことを言うのではないということで、大分クレームを受けましたが、はやり10年、20年先を考えていきますと、多少夢のことでもそれに一步一歩近付けるためにも、こういった最終の形をきちっとした夢として描きながら、それを進めていきたいということで、敢えてこのようなことを最終目標にしました。これも、知事さんがいっておられる「リサイクルの徹底」を追究していくとここにたどり着き、その最終の形ではないかと思っております。そこで、資源化リサイク

ル及び減量の徹底ということで、とにかく徹底的に資源化を進めていきたいということ。現在の技術では、どうしても資源化できない部分がある。技術的にはまだ改良しなくてはならない部分がある。そういうものについては、例えはのはなしですが、将来の資源として同一の物件のものだけ安定化して一定の所へきちつと確保しておく。そして、その処理技術が開発されれば、それを将来の資源として再利用していく。そういうようなことも夢としてはあってもよいのではないか、と、思っております。それはともかくとして、とにかく安定化して極力減量化していきたいということ。それから、②リサイクル製品をどんどん使っていただけるようなものを開発してまいりたいし、又皆様にその活用についてご協力を願いしたいと思います。それから、③エネルギーの活用を徹底したいということでございます。廃棄物の中には沢山エネルギーがあります。そういうものを徹底して利用していきたい。従来は、焼却した時の余熱を利用することがメインのところかと思います。

我々は、潜在エネルギーを徹底的に取り出していくことを考えました。これもまた、夢のような話ですが廃棄物の処理に必要な熱源も全て廃棄物でなんとか確保できないか、その処理の熱源を廃棄物から得られないか、と、そういうことを考えています。これもシステムを作ることが大変かとは思いますが、それくらいの大きな夢を持っているところであります。それから、④廃棄物の研究というものをどんどん進めていきたい。現在既にいろいろな技術なり、手法なりがだいぶん確立しております。そういうものを巧く組み合わせながら研究を深めれば、新たな処理技術も生まれると思いますし、更には、廃棄物を原材料とした新商品の開発も可能となり、事業化もできていくのではなかろうかと考えております。どんどんニュービジネスも生まれてくるのではないだろうかと思います。それから、⑤地域の自然環境の保全、或いは安全管理の徹底といったことに意を用いていきたいと考えております。廃棄物の処理をしていくためには、地域の方々に安全であるということを十分認識し、理解していただくことが一

番大切であると考えています。やはり、安全が一番皆さんの関心事ですから、安全ということに最善の注意を図っていきたい。そのようなことが、この廃棄物処理に当たっての基本的な考え方でございます。次に、処理施設周辺に整備する個別的施設等は、地元の皆さんと、十分相談をしながら、みんながそこへ楽しく遊びにきてもらえるよう、そういう「環境村」を作っていくたい。と、考えております。

以上、地球環境村構想の推進についてお話ししさせていただきましたが、「廃棄物の処理は地球環境村で受けますから安心して出してください。」ということではございません。廃棄物リサイクル五原則にありますように、リサイクルの徹底であり、自己完結の原則を踏まえたうえで、これを推進してまいりたいと考えております。廃棄物を原材料として、製品化・商品化することは、既に多くの分野で進めています。これをさらに推進していただき、新しい分野で事業化に向けて新技術開発、新商品開発が進展することを期待しております。新産業・ニュービジネスのチャンスと考えていただければと思っています。今まで廃棄物と考えられていた物が、新商品の原材料とすることによって、廃棄物の総量を極力少なくすることに皆様のお力を借りるとともに、ご協力を願いしたいと思います。そうしたなかで最終的にいろいろな物がごちゃ混ぜになってしまって、——混合てしまい、どうしても資源として使えない部分——こういったものも沢山でてくるかと思います。

そういうものを、最後は我々「地球環境村」が処理を行っていくのかなあ、と、そのように考えているところでございます。

とりとめのないお話をいたしましたが、現在「地球環境村」では、まだ、それこそ躊躇の緒が着いていいるような状態で、半歩も進んでおりませんが、そういう夢を持って進めていきたいと思っておりますので、皆様方の格別のご支援と叱咤激励をお願いいたしまして、私のおはなしを終わらさせていただきます。どうもご清聴有難うございました。

(文責 事務局林)

第3回理事会を開催

小田清一氏副理事長を退任
後任に本間泉氏を選任

8月13日午後4時から岐阜市内「ホテル十八楼」において平成8年度第3回の理事会が開催されました。

この理事会では、役員の選任案件外1件の議案が審議されましたが、役員の選任については、小田清一副理事長が辞任されたため、その後任として定款第11条第2項ただし書の規定により、本間泉氏を理事・副理事長に選任したものです。

これは、県衛生環境部長の小田清一氏が7月14日付で厚生省大臣官房統計情報部保健社会統計課保健統計室長として復帰され、7月15日付で本間泉氏が衛生環境部長に就任された。県の人事異動に伴う副理事長の交代人事によるものです。

この理事会への提出議案は、次のとおりでいずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 役員の選任について

第2号議案 新規加入会員の承認について

理事会終了後同所において副理事長の歓迎会が開催されました。

各委員会を開催

本協会第2回広報編集委員会が8月27日に、また、第2回適正処理委員会が9月20日にそれぞれ開催されました。広報編集委員会では、日刊紙(中日新聞)による産廃特集シリーズについて、6月18日、6月23日、7月27日及び7月29日の4回シリーズで掲載したことを報告した。

また、適正処理委員会では「自主巡回パトロール」を本年度は中間処理施設14施設について10月8日・9日の2日間にわたり実施することに決定されました。また、秋の環境衛生週間にちなみ「空き缶クリーンキャンペーン週間」清掃事業を、大垣市和合インター交差点周辺において9月30日に実施することに決定されました。

▷広報編集委員会(8月27日午前10時から開催)

「ぎふ保全協会報第29号の編集方針について

- (1) 特集「わがまちの産業廃棄物問題と対策」について第28号に引き続き掲載すること。
- (2) 第14回通常総会における基調講演、岐阜県「地球環境村」推進構想について紹介すること。
- (3) 新規加入会員の紹介にあたり代表者の顔写真を添えること。
- (4) 各企業等からのPRについて、会員に周知するには、広告掲載によるのが最良であるため、掲載依頼をすること。

▷適正処理委員会(9月20日午前10時30分から開催)

- (1) 保健所等産業廃棄物担当者との合同研修会を研修指導委員会、適正処理委員会で開催すること。
- (2) 自主巡回パトロール事業について本年度は中間処理施設を対象に実施すること。
- (3) 秋の環境衛生週間(9月24日~10月1日)「空き缶クリーンキャンペーン」清掃事業を実施すること。



「社団法人岐阜県環境保全協会のあり方について」の第1回検討委員会開催

9月4日午前10時から、岐阜県民ふれあい会館において、第1回「社団法人岐阜県環境保全協会のあり方」についての検討委員会が開催されました。委員の選任については、第2回理事会において選任され、今回委員長・副委員長が互選されました。委員会の構成は次のとおりです。

委員長広田忠則(岐阜県衛生環境部次長)、副委員長清水道雄(岐阜県環境保全協会理事・総務委員長・正会員)、委員・衣斐昭彦(岐阜県衛生環境部環境整備課長)、細川法美(岐阜市生活環境部長)、高橋邦夫(大垣市環境部長)、川口晴巳(岐阜県町村会事務局長)、田中一郎(岐阜県環境保全協会理事・適正処理委員長・正会員)、水谷重雄(同・研修指導委員長・同)、山村けい(同・広報編集委員長・同)、市川治徳(同・正会員)、後藤利夫(同・賛助会員)、堀江尚男(同・同)坪内全治(同・専務理事・特別会員)以上13人。

協会だより

会議は、次の事項について、各委員から意見が出され、次回委員会は問題点を明らかにし、10月15日開催することに決定された。

平成8年度厚生大臣認定各種講習会受講者受付中

新規許可講習会（収集・運搬課程）

対象：新たに産業廃棄物処理業の収集運搬の許可を受けようとするもの。

期日：平成9年2月5日～6日

定員：150名

会場：サンレイラ岐阜（岐阜市蔵田東）

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

対象：特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとするもの。

期日：平成9年2月7日

定員：150名

会場：サンレイラ岐阜（岐阜市蔵田東）

- 受講を希望される方は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。

- 組織のあり方について
- 産業廃棄物対策基金のあり方について

- 各講習会とも受講申込者が定員に達したときは、受付を停止します。
- 受講申込書（実施要領）は、各保健所（岐阜市の場合は岐阜市役所生活環境部環境総務課）又は本協会でご入手下さい。郵送を希望される方は、郵送料（新規講習：270円・管理責任者講習：190円）に相当する切手を貼付し送付先を明記した角3型封筒を同封して、本協会にお申し出下さい。
- 受講申込書提出後の変更は、ご容赦下さい。
- その他、不明な点がありましたら本協会にお問合せ下さい。

《講習会に関するお問合せ先》

〒500 岐阜市蔵田南1-11-12 水産会館内

（社）岐阜県環境保全協会

T E L 058-272-9293
F A X 058-272-6764

新入会員の紹介

8月13日開催の理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分	代表者
（株）加藤組 ☎0776-33-2311	代表取締役 加藤富治	〒509-16 益田郡金山町菅田桐洞2873	収集運搬	
岡田興業（有） ☎05758-2-3488	代表取締役 岡田肇	〒501-51 郡上郡白鳥町向小駄良55-5	収集運搬	

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
（財）地球環境村ぎふ ☎058-264-4553	理事長 桑田宜典	〒500 岐阜市司町1 岐阜総合庁舎	

〈参考〉

正会員	賛助会員	特別会員	計
180名	45名	8名	234名

「生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの廃棄物処理法上の取り扱いについて」に関して、岐阜県衛生環境部長から通知がありましたので以下会員の皆様にお知らせします。

環整第173号
平成8年6月28日

(社)岐阜県環境保全協会 様

岐阜県衛生環境部長

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの廃棄物処理法上の取り扱いについて

このことについては、別添のとおり厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長から通知がありましたのでご承知のうえ貴会会員に周知願います。

衛产第41号
平成8年6月4日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの廃棄物処理法上の取り扱いについて

コンクリートミキサーの洗浄等に伴って生ずる汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものについての廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）上の取り扱いは、下記のとおりとしたので、関係者に対する周知及び指導の徹底を図られたい。

記

- 1 コンクリートミキサー（コンクリートミキサー車のミキサーを含む。）の洗浄に伴って生ずる汚泥及び不要となった生コンクリート（いわゆる「戻りコン」）からの骨材回収に伴って生ずる汚泥（以下「生コンクリート汚泥」という。）を脱水・固化し、一定の養生を行ったもので、固化したモルタルと同等の性状を有するものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令

第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) 第2条第7号の「ガラスくず及び陶磁器くず」に該当する。

2 生コンクリート汚泥を脱水・固化し、養生を行う施設で、1日あたりの処理能力が10立方メートルを超えるものは、廃棄物処理法施行令第7条第1号に規定する施設に該当するものであること。

なお、生コンクリート汚泥の脱水・固化及び養生については、廃棄物の飛散・流出の防止、汚水の地下浸透の防止など、生活環境保全上の措置が必要であることを念のため申し添える。

事務連絡
平成8年8月21日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政担当課 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの 廃棄物処理法上の取り扱いに係る取扱細目について

標記については平成8年6月4日付衛産第41号により通知したところであるが、その取扱い細目は以下のとおりであるので、関係者への周知、指導方よろしくお願ひする。

1 処理した生コンクリート汚泥が「ガラス・陶磁器くず」に該当すると判断されるためには、脱水・固化及び適正な養生が行われ、かつ2に示す性状を有していることが必要であること。

ここで、脱水・固化とは機械的脱水及び圧密が行われることをいう。

2 通知中の「固化したモルタルと同等の性状」とは、強度及び成分に関して固化したモルタルやコンクリート製品と同等であることをいい、具体的には次により判断する。

(1) 強度

建築用ブロックの基準(日本工業規格A5406)から判断して、一軸圧縮強度が80kgf/cm²程度が必要であること。

(2) 成分

セメント、水、骨材及びコンクリート用混和剤のみにより構成され、これ以外の物が混入していないこと。

3 生コンクリート汚泥を処理したものが、1及び2の要件を満たさない場合は、汚泥として取扱い、管理型廃棄物としてpH等に係る生活環境保全上の支障が生じないよう適正に処理されなければならないこと。

『産業廃棄物特集シリーズキャンペーン記事』の第3回目、第4回目を掲載

当協会は、「ぎふ保全協会報第28号＝6月25日発行」でご紹介しましたように平成8年度啓発普及事業の一環として、広く県民に対して産業廃棄物の処理に関する正しい知識と理解を求めるための記事広告を「捨てればゴミ・生かせば資源」と題する『産業廃棄物特集・シリーズ』として中日新聞に掲載しました。

その第1回目は「私たちの暮らしに活用されています—産業廃棄物の再生製品」のテーマで6月18日付朝刊に、第2回目は「暮らしに生かそうリサイクル商品—再資源化に必要な分別収集」のテーマで6月23日付朝刊に掲載しました。

その後シリーズの第3回、第4回目を『環境を守り、産業を支える。特集シリーズとして7月に次のように掲載しました。

第3回目＝7月27日付朝刊。テーマ「水質汚染に万全の防止策——県・市町村・住民の立ち入り検査も」。

第4回目＝7月29日付朝刊。テーマ「快適な環境・豊かな生活づくりのため—廃棄物の適正処理に努めています」。



第2回 U N E P 世界環境写真展を開催

県美術館、国内外の優秀作品130点を展示

平成8年8月6日から8月11日まで岐阜県美術館において、第2回 U N E P 世界環境写真展（主



催・国際連合環境計画、共催・岐阜県、岐阜市等)が盛大に開催されました。

この写真展は今回が2回目で、国連環境計画(UNEP)が各国に出品を呼び掛け、150カ国から7万点を超える応募があり、このうち優秀作品130点が展示されました。環境破壊の現実を真っ向からとらえたものなど、「地球を守る」ことについて観賞者に深い感銘をあたえました。また、展示作品は世界各国の環境破壊の現状を伝える写真だけでなく、豊かな自然環境をとらえた作品もあり、観賞者に環境保全をアピールする展示内容でした。

展示初日の6日には、共催の県や岐阜市による開場セレモニーが盛大に行われました。(写真は開場式テープカット)

マニフェスト購入の手続きについて

マニフェストの使用は、最近、非常に多くなってきており、法律上義務付けられている特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの使用は当然のこととしても、現在のところ行政指導として行われている特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物に係るマニフェストの使用を、さらに拡大していきたいと努力しております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

マニフェストの購入は、本協会で次のように行っております。

記

1. 現金にてご購入の場合

現金での購入は、当協会事務所へお越しの場合のみに行います。この場合、現物と引替え払いにて所定の領収書を発行します。

2. 振込みにてご購入の場合

マニフェストを購入される際に、当協会発行の郵便局の「振込通知票」をお渡ししますので、これにより、必ず、マニフェストを購入された月の翌月の10日までに郵便局へ振り込んで下さい。(この場合振込み手数料は当協会が負担します。)

3. マニフェスト送付希望の場合

遠隔地等で当協会へ出向くことが出来ない方は、次頁の申込用紙をコピーし、必要事項を記入の上、FAX送信により当協会へ申し込んで下さい。申込用紙が到着次第、宅急便にて送りますが、送料は着払いとさせて頂きますので、購入者でご負担をお願いいたします。代金の支払は「振込通知票」を同封いたしますので前掲載どおりお願ひいたします。

【マニフェストの頒布価格】

マニフェストの種類	単 値	価 格
産業廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(5枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円
感染性廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
感染性廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円

【マニフェスト購入申込先】

〒500 岐阜市薮田1-11-12 水産会館内

(社)岐阜県環境保全協会

TEL058-272-9293 FAX058-272-6764

「マニフェストシステムがよくわかる本」が出来ました



この度、社団法人全国産業廃棄物連合会にて、マニフェストシステムの一層の普及促進を図るために、特別管理産業廃棄物を含むすべての種類のマニフェストの使用について分かり易く説明した小冊子「マニフェストシステムがよくわかる本」が作成されました。産業廃棄物処理の流れ・産業廃棄物の種類・マニフェストの種類・記入の仕方などが、絵や図により説明されています。ご希望の方は、下記までご連絡下さい。

(本協会員は無料、その他は1冊100円でお分けします。)

(社)岐阜県環境保全協会

TEL 058-272-9293

(担当: 井上)

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

マニフェスト購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(1箱=100セット入)

区分	単価(円)	数量(箱)	備考
産業廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(5枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		
感染性廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
感染性廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		

平成 年 月 日

*支払 方法	振込 No
	現金
	*整理

住 所 _____

会社名 _____

代表者又は _____

取扱責任者 _____

電話番号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

協会要覧（平成8年度版）を刊行

（岐阜県知事許可・岐阜市長許可全産業廃棄物処理業者名簿収載）

協会要覧の平成8年度版を8月1日付けで刊行しました。

この要覧の会員名簿は、平成8年7月1日現在の会員と、その業態などを登載いたしましたが、その後に、業又は事業の範囲を変更された方、或は会社の代表者、所在地の変更等の記載

事項に変更が生じた方は、お手数ですが、その都度同要覧の巻末の「協会要覧掲載内容訂正連絡票」により、当協会事務局までご連絡ください。

なお、この要覧は、会員に配付するものですが、会員以外の方にも実費（2,000円）でお頒けしております。

第9回廃棄物と生活環境を考える全国大会

第9回廃棄物と生活環境を考える全国大会が次により開催されます。

日 程 平成8年11月19日(火)9:30受付、
10:30開会行事表彰式、11:30基調講演、12:30昼食、13:30パネルディスカッション、16:00大会宣言、16:15移動、17:15交流会、
11月20日(水)見学

会 場 高知市・高知県民ホール

テーマ 環境にやさしい、持続的発展が可能な社会をめざして

サブテーマ ～信頼性・安全性の高い廃棄物処理～

主 催 厚生省・高知県・高知市

後 援 経済企画庁・環境庁・文部省・農林水産省・通商産業省・建設省・運輸省

なお、今回の全国大会は「環境にやさしい、持続的発展が可能な社会をめざして」をテーマに、「信頼性・安全性の高い廃棄物処理」をサブテーマにかかげて開催されます。

(詳細については事務局へお問い合わせ下さい)

地球環境村ぎふフェア'96 11月2日(土)岐阜市・産業会館で開催

テーマは「リサイクルを楽しもう！」

岐阜県では、廃棄物の減量化、リサイクル等地球環境問題を広く一般県民に啓発するためのイベントとして、平成3年以来、毎年県下各地で開催されてきた「地球環境まつり」を、本年度からは、本年3月に新しく発足した「財団法人地球環境村ぎふ」に引き継ぎ、「財団法人地球環境村ぎふ」の事業の一環として「地球環境村ぎふフェア'96」が岐阜市で開催されます。

1. 名 称 地球環境村フェア'96

2. テーマ 「リサイクルを楽しもう！」

3. 日 時 平成8年11月2日(土)10:00~16:30

4. 会 場 岐阜市六条南2-11-1「岐阜産業会館」

5. 内 容 リサイクル楽市楽座・リサイクル抽選会・リサイクル推進功労者及び団体の知事表彰・環境美化推進大会・講演会(講師 柳生博氏)・展示コーナー・ラジオ公開生放送・屋台村等

主 催 財團法人地球環境村ぎふ、岐阜県、岐阜県民文化祭運営協議会、財團法人公衆衛生検査センター

共 催 岐阜市、岐阜県環境美化推進連絡協議会
協賛・協力 関係団体、業界

なお、当日は、食品トレー、空き缶を持参した先着1,000名に環境によい苗木が贈呈されます。

お願い

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業にお

ける廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字数 400~800字程度
2. 宛先 当協会事務局
3. その他 署名掲載を希望の場合も、企業名、住所、指名は明記してください。

編集後記

暑かった今年の夏もいつしか終り、はやくも真っ赤な蔓珠沙華が目に染まる今日この頃、朝夕の涼しさもまことに爽やかな季節となりました。この夏、世界の毎日のニュースでも異常気象による水不足、また、一方では洪水等が報じられ、産業の発達により、廃棄物処理と地球環境問題、なかでも地球温暖化等、環境汚染、環境変化による気候の変化が、一段と激しくなったかのような天候ではなかったかと考えさせられます。

このようなときに、特集「平成7年度水質汚濁、大気汚染測定結果」について環境管理課からご寄稿をいただきました。また、去る6月の通常総会

時に「財地球環境村ぎふ」村木副理事長さんから、「岐阜県地球環境村推進構想」についてご講演をいただき、ご紹介させていただきました。今、我が岐阜県が抱える環境問題解決のため、新しく発足しました「財地球環境村ぎふ」のご活躍に対し、各方面から大きな期待が寄せられているところであります。我々会員もこうした環境問題に対し大いに努力し貢献していきたいと考えております。

本号も皆様のご協力をいただき発行できましたことを感謝申しあげ厚く御礼申し上げます。

(川合清和)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 川合 清和

野村 清晴

野々村 清

中尾 勝

坂井 修

大藤 正幸

■広告掲載社名

コマツ岐阜(株) / みすず工業(株)

西濃採土石協同組合 / 近畿日本ツーリスト

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)

西濃採土石協同組合

会長	雁部	音吉
理事長	山村	けい
副理事長	伊藤	春夫
	渡辺	文雄
	伊藤	哲夫
専務理事	安藤	喜一
監事	瀬古	武美
	岡本	博視

組員

旦鳥鉱山株式会社	株式会社瀬古興業社
伊藤建工株式会社	西濃建設業株式会社
株式会社岡興産	濃濃根曾式会社
岡本建材株式会社	勢谷石碎会社
株式会社大阪碎石工業所	根式会社
株式会社雁部建設	会社トモ羽由社
岐阜興産株式会社	会社丹式会社
株式会社北村組	丸高式会社
小林組	山村業石会社
三建産業株式会社	矢橋工業株式会社
松栄碎石株式会社	米山産業株式会社
昭和工業株式会社	有限会社渡辺建設

〒501-05

岐阜県揖斐郡大野町黒野548番地

TEL <0585> 32-2727

欧洲ごみ処理・リサイクル視察ツアー

☆研修テーマ

- 1、大都市のごみ回収・処理システム
- 2、リサイクルのPR活動
- 3、ドイツのデュアルシステム（包装廃棄物の回収・再利用）

期間 平成8年12月7日(土)～平成8年12月14日(土) 8日間

旅行代金 ¥450,000 1人部屋追加代金 ¥60,000

申込締切 平成8年10月21日(月)

定員 20名限定（最少催行人員10名）

添乗員 1日目名古屋空港より最終日名古屋空港まで同行します。

日次	月・日・曜	発着地/滞在地名	発着現地時間	交通機関	スケジュール	食事
1	12/7 (土)	名古屋発 ロンドン着	13:25 17:15	航空機 専用バス	空路、ロンドンへ 到着後ホテルへ [ロンドン泊]	機 夕
2	12/8 (日)	ロンドン滞在		専用バス	ロンドン市内視察 バッキンガム宮殿、国会議事堂、ウェストミンスター寺院、ロンドン塔、等視察 [ロンドン泊]	朝 昼 夕
3	12/9 (月)	ロンドン ロンドン発 フランクフルト着	午後方	専用バス 航空機	ロンドン近郊ごみ処理施設訪問 ・大都市のごみ回収・処理システム ・ごみの分別回収方法 ・リサイクルのPR活動 空路、フランクフルトへ [フランクフルト泊]	朝 昼 夕
4	12/10 (火)	フランクフルト ヴィスバーデン フランクフルト		専用バス	ヘッセン州環境省訪問 ・デュアル・システム （包装廃棄物の回収・再利用） ・民間による廃棄物処理システム ・ごみの分別回収方法 [フランクフルト泊]	朝 昼 夕
5	12/11 (水)	フランクフルト発 パリ着	午後方	専用バス 航空機	フランクフルト市視察 ゲーテハウス、大型堂、市庁舎等 [パリ泊]	朝 昼 夕
6	12/12 (木)	パリ		専用バス	パリ市内視察 ノートルダム寺院、コンコルド広場、エiffel塔、凱旋門等、視察 [パリ泊]	朝 昼 夕
7	12/13 (金)	パリ発 ロンドン着	午前 午前 14:35	航空機 航空機	空路、帰国の途へ [機中泊]	朝 昼 機
8	12/14 (土)	名古屋着	11:25		到着後解散	機

*発着日時及び交通機関は変更になることがあります。

お申込、お問い合わせは、下記まで

近畿日本ツーリスト(株)大垣支店

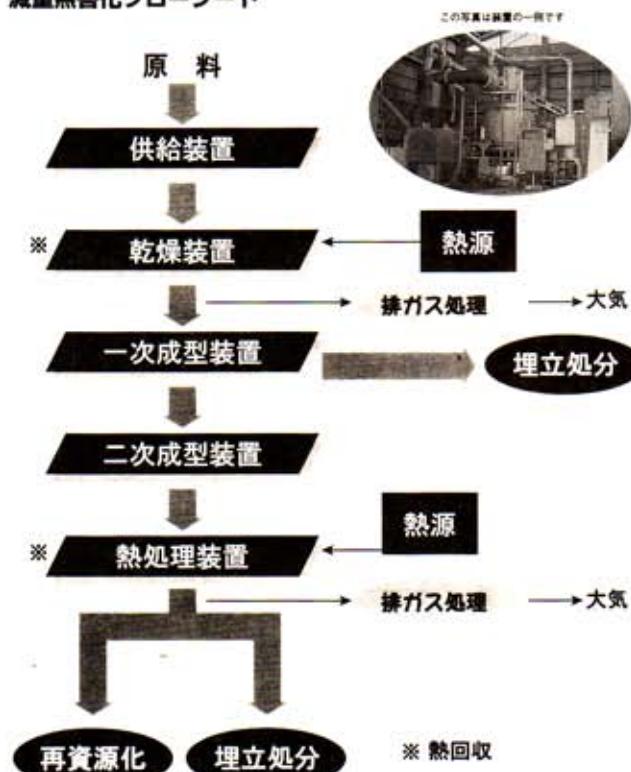
担当 八木・柏 迹

TEL 0584-81-5244

広 告

時代が求めるプラント デビュー 汚泥減量無害化再資源化装置

減量無害化フローシート



仕様

処理対応物

- 中間処理(特に堿酸、廃アルカリの中和脱水処理)、排水処理施設から発生する無機汚泥(塩類、重金属類を含む汚泥)
- ばいじん(※)・飛灰(※)・一般焼却灰(※)
- 有機汚泥(※)

※オプションが必要となります。

処理能力

(汚泥の種類などにより変動あり)

- 一次処理(減量化)工程 1~2t/Hr
- 二次処理(無害化)工程 1t/Hr

以上が基本ですが、お客様のニーズに合わせた設定が可能です。

使用燃料

重油(再生油も可)

減量率

70%~80% (SS固形分もしくは含水率により若干の変動あり)

株式会社 **日立工業**
〒381 長野県長野市大豆島4020-3

TEL (026)221-3838
FAX(026)221-6132

日立金属株式会社

〒100 東京都千代田区丸の内2-2-1
(岸本ビル 6階)
TEL (03)3284-4832
FAX(03)3213-2351

株式会社 新幸インベスト

〒221 横浜市神奈川区鶴屋町3-35-11
ストーク横浜2番館304号
TEL (045)323-6947
FAX(045)323-6948



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成8年9月25日発行 第29号
編集発行 社団法人 岐阜県環境保全協会
理事長 小瀬洋喜
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社